

三次市教育委員会議案第25号

三次市学芸業務専任職員の任命について

三次市学芸業務専任職員設置要綱（平成29年教育委員会告示第19号）第3条の規定により，別紙の者を三次市学芸業務専任職員に任命することについて，議決を求める。

平成29年11月20日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由